

第百四十五回国会 農林水産委員会 議院 議 農林水産委員会 議 録 第十一号

平成十一年五月十一日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

今村 雅弘君

大石 秀政君

岸本 光造君

塩谷 立君

園田 修光君

萩山 教嚴君

宮本 一三君

安住 淳君

鉢呂 吉雄君

上田 勇君

井上 喜一君

菅原喜重郎君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 中川 昭一君

出席政府委員

農林水産大臣官 房長 高木 賢君

農林水産大臣官 房総務審議官 石原 葵君

委員外の出席者

農林水産委員会 専門員 外山 文雄君

委員の異動

五月十一日

兼任

木部 佳昭君

補欠選任

大石 秀政君

同日

兼任 大石 秀政君

補欠選任 木部 佳昭君

五月七日

食料・農業・農村基本法案(内閣提出第六八号)

四月二十八日

新たな畜産・酪農政策に関する請願(小川元君紹介)(第二九七〇号)

同(堀込征雄君紹介)(第三〇四九号)

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(小川元君紹介)(第二九七一号)

同(堀込征雄君紹介)(第三〇五〇号)

農・林・漁業の地域産業振興策拡充に関する請願(知久馬三三子君紹介)(第二九七二号)

五月十一日

新たな畜産・酪農政策に関する請願(北沢清功君紹介)(第三二八五号)

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(北沢清功君紹介)(第三二八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

食料・農業・農村基本法案(内閣提出第六八号)

〇穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、食料・農業・農村基本法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣中川昭一君。

食料・農業・農村基本法案

[本号末尾に掲載]

○中川國務大臣 食料・農業・農村基本法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

現行の農業基本法は、昭和三十六年、当時における社会経済の動向や見通しを踏まえ、我が国農業の向かうべき道筋を明らかにするものとして制定されました。

しかし、我が国経済社会が急速な経済成長、国際化の進展等により大きな変化を遂げる中で、我が国食料、農業、農村をめぐる状況も大きく変化し、関係者の多大な努力で成果を上げた一方で、国民が不安を覚える事態が生ずるに至っています。

まず、食料自給率の低下であります。米の消費の減退、畜産物、油脂の消費の増加という国民の食生活の変化や食料需要の高度化等に対応した国内の供給体制はいまだ十分に確立していない状況にあります。

次に、農業者の高齢化とリタイアが進み、次代の担い手の育成確保は不十分な状況にあります。農地面積は減少し、耕作放棄地も増加しています。農地を有効に利用する体制も十分ではありません。

さらに、農業生産の場であり、生活の場でもある農村の多くは、高齢化の進行と人口減少により活力が乏しくなっています。地域社会の維持が困難な集落も相当数見られるようになってきました。一方、国民の我が国農業、農村に対する期待は高まっています。

健康な生活の基礎となる良質な食料の合理的価格での安定供給の役割を果たすこと、国土や環境の保全、文化の伝承など多面的機能を十分に発揮することなど、暮らしと命の安全と安心の礎としての農業、農村の役割に大きな価値を見出す動きは近年着実に増大しています。

しかし、現状のままに推移するのでは、期待される役割を果たすことは困難です。

現行農業基本法を初め農政全般の総合的な見直しを行い、全国各地で見られる新しい芽生えに未来を約束取り、早急に、国家社会における農業、農村の位置づけなど食料、農業、農村政策に関する基本理念の明確化と政策の再構築を行わなければなりません。

二十一世紀を展望した新たな政策体系の確立により、これまでの傾向に歯どめをかけ、国民は安全と安心を、農業者は自信と誇りを得ることができ、また、そのことを通じて、生産者と消費者、都市と農村の共生が可能になるものと確信しています。

本法案は、このような基本的考え方のもとに、食料・農業・農村基本問題調査会答申を踏まえ、食料、農業、農村に関する施策についての基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意とすべく提案したものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、食料、農業、農村に関する施策についての基本理念を明らかにすることです。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という四つの基本理念と、国及び地方公共団体の責務等を定めています。

第二に、基本計画を策定することです。食料、農業、農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画を定め、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を国民の前に示すこととしています。

第三に、食料、農業、農村に関する施策の基本方向を明らかにすることです。食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展及び農村の振興

に関する施策として基本的なものを定めてい  
す。  
第四に、国に食料・農業・農村政策審議会を設  
置すること等について定めておることでありま  
す。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内  
容であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い  
ただきますようお願い申し上げます。  
○穂積委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし  
た。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十五分散会

食料・農業・農村基本法案

食料・農業・農村基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十四条)

第二章 基本施策

第一節 食料・農業・農村基本計画(第十五  
条)

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策  
(第十六条―第二十條)

第三節 農業の持続的な発展に関する施策  
(第二十一条―第三十二條)

第四節 農村の振興に関する施策(第三十三  
条―第三十六條)

第三章 行政機関及び団体(第三十七條・第三  
十八條)

第四章 食料・農業・農村政策審議会(第三十  
九条―第四十二條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関す  
る施策について、基本理念及びその実現を図る  
のに基本となる事項を定め、並びに国及び地方

公共団体の責務等を明らかにすることにより、  
食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ  
計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及  
び国民経済の健全な発展を図ることを目的とす  
る。

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことが  
できないものであり、かつ、健康で充実した生  
活の基礎として重要なものであることにかんが  
み、将来にわたつて、良質な食料が合理的な価  
格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の供給及び貿易が不安定な要素  
を有していることにかんがみ、国内の農業生産  
を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組  
み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進し  
つつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に  
図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する  
国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸  
入の途絶等の不測の要因により国内における需  
給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫す  
るおそれがある場合においても、国民生活の安  
定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生  
じないよう、供給の確保が図られなければならない。

(多面的機能の発揮)

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の  
保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で  
農業生産活動が行われることにより生ずる食料  
その他の農産物の供給以外の多面にわたる  
機能(以下「多面的機能」という。)につい  
ては、国民生活及び国民経済の安定に果たす役  
割にかんがみ、将来にわたつて、適切かつ十分  
に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他  
の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性

にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農  
業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特  
性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望  
ましい農業構造が確立されるとともに、農業の  
自然循環機能(農業生産活動が自然界における  
生物を介する物質の循環に依存し、かつ、こ  
れを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持  
増進されることにより、その持続的な発展が図  
られなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住  
民の生活の場で農業が営まれていくことによ  
り、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果た  
していることにかんがみ、農業の有する食料そ  
の他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適  
切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件  
の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上  
により、その振興が図られなければならない。

(水産業及び林業への配慮)

第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ず  
るに当たっては、水産業及び林業との密接な関  
連性を有することにかんがみ、その振興に必要  
な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食  
料、農業及び農村に関する施策についての基本  
理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、  
食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策  
定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提  
供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を  
深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、  
食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割  
分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自  
然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定  
し、及び実施する責務を有する。

(農業者等の努力)

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及  
びこれに関連する活動を行うに当たっては、基  
本理念の実現に主体的に取り組みよう努めるも  
のとする。

(事業者の努力)

第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行  
うに当たっては、基本理念にのっとり、国民に  
対する食料の供給が図られるよう努めるものと  
する。

(農業者等の努力の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及  
び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農  
業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事  
業者がする自主的な努力を支援することを旨と  
するものとする。

(消費者の役割)

第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関す  
る理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的  
な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、食料、農業及び農村に関する  
施策を実施するため必要な法制上、財政上及び  
金融上の措置を講じなければならない。  
(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及  
び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村  
に関して講じた施策に関する報告を提出しなけ  
ればならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る食料、農業  
及び農村の動向を考慮して講じようとする施策  
を明らかにした文書を作成し、これを国会に提  
出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかに  
した文書を作成するには、食料・農業・農村  
政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する  
施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食

料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

（食料消費に関する施策の充実）

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の輸出入に関する措置）

第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（不測時における食料安全保障）

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（国際協力の推進）

第二十条 国は、世界の食料供給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（望ましい農業構造の確立）

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農業生産の基盤の整備）

第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（女性の参画の促進）

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によつて農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

（高齢農業者の活動の促進）

第二十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じた、生きがいを持つて農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

（農業生産組織の活動の促進）

第二十八条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（技術の開発及び普及）

第二十九条 国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべ

き農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)

第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地方の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第三十三条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農村の振興に関する施策

(農村の総合的な振興)

第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)

第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業

生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

(都市と農村の交流等)

第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第四十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業基本法の廃止)

第二条 農業基本法(昭和三十六年法律第二百一十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際平成十一年における前条の規定による廃止前の農業基本法(以下「旧基本法」という。)第六十一条の報告が国会に提出されていない場合は、同項の報告の国会への提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧基本法第六十一条の規定により同項の報告が国会に提出された場合は、この法律の規定により同項の報告が国会に提出された場合とされた旧基本法第六十一条の規定により同項の報告が国会に提出された場合には、これらの報告として国会に提出されたものとみなす。

3 この法律の施行の際平成十一年における旧基本法

本法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合は、この法律の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十四条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

(土地改良法の一部改正)

第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「農政審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第五条 甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十三条第二項第一号中「第三条及び農業基本法第八十一条の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される」を削る。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第六条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業構造の改善」及び「を」を「農業構造の改善」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をい」に改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百一十七号)第二条第一項第三号の農業構造の改善及び」を削る。

理由

近年の我が国における食料自給率の低下、農業

構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第八号

農林水産委員会議録第十一号 平成十一年五月十一日

平成十一年五月十四日印刷

平成十一年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局